

38 生徒心得

1 一般心得

- (1) 太田西山高校生としての自覚と誇りを持って、行動しよう。
- (2) 常に学業に励み、学力の増進をはかろう。
- (3) 高校生として好ましい服装をするよう心がけよう。
- (4) 公衆道徳を守り、公共物を大切にしよう。
- (5) 時間を守り、ゆとりある生活にしよう。
- (6) 正しい言葉づかいをするよう心がけよう。
- (7) 交通法規を守り、常に交通安全に努めよう。

2 校内生活の心得

- (1) 始業 10 分前までに登校し、遅刻をしない。
- (2) 登校後、やむを得ず外出する場合は、ホームルーム担任から外出許可証（生支様式第 1 号）を発行してもらい所持する。
- (3) 放課後、居残る場合には、午後 5 時までとする。それ以降は、関係教職員の許可を受ける。
- (4) 学校の施設又は用具を使用する場合には、その管理責任者の許可を受けて使用し、使用後は必ず整頓する。
- (5) 校内にポスター等を掲示する場合は、関係教職員の許可を受ける。
- (6) 生徒間の金銭の貸借、物品の売買はしない。また、不必要な金品は持参しない。
- (7) 放課後の清掃を行い、常に校舎、校庭等の環境美化に努める。

3 校外生活の心得

- (1) 常に本校の生徒として、また、社会の一員としての自覚に基づいて行動する。
- (2) 高校生として好ましくない場所に入入りしない。
- (3) 夜間の外出はできるだけ避ける。特に、23 時以降の外出（「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」第 33 条）や、保護者の許可のない外泊はしない。
- (4) 生徒のアルバイトは、アルバイト届け（生支様式第 2 号）を提出する。ただし、20 時以降の勤務や、主として酒類を提供する飲食店等は禁止する。また、1 年生は夏季休業以降許可する。

4 自転車・スクーター通学及び免許取得について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学届（生支様式第 3 号）を提出し、車体にステッカーを付ける。また、任意保険には、できるだけ加入する。
- (2) スクーターのみ通学を許可する。（使用スクーターは、従来の原付（排気量 50cc 以下）と新基準原付（総排気量が 50cc を超え 125cc 以下であり、かつ、最高出力が 4.0kW 以下のもの）とする）
- (3) スクーター通学を希望する生徒は、スクーター通学許可願（生支様式第 6 号）提出し、校長の許可を受け、車体にステッカーを付ける。ただし、学校から自宅までの距離が 6 km 以上あることを条件とする。
- (4) 免許取得者であればスクーター通学を許可する。ただし、自賠償はもとより任意保険にも必ず加入する。
- (5) スクーター乗車にあたって着用するヘルメットは、白色フルフェイスとする。
- (6) 原付免許は、原付免許取得許可願（生支様式第 4 号）を提出して、校長の許可を得てから学校の休業日に取得する。免許取得後は、原付免許取得届（生支様式第 5 号）を提出する。
- (7) 普通自動車免許の取得は禁止する。ただし、第 3 学年の 10 月以降に限り、自動車免許取得許可願（生支様式第 7 号）を提出した生徒は、自動車学校への入校を許可する。
- (8) 自動車学校の入校を許可された生徒は、自動車運転免許を取得したら自動車運転免許取得届（生支様式第 8 号）を提出する。
- (9) 自動二輪車免許の取得は禁止する。
- (10) 自転車・スクーターは、校内の所定の場所に置く。

5 標準服について

(1) 標準服

- ア 本校所定の標準服を着用する。
 - イ 冬期を10月1日より翌年5月31日まで、夏期を6月1日より9月30日までとする。夏期は、ブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい（標準服Bでワイシャツを着用する際は学校指定のベストを着用する。）。
ただし、更衣の前後7日間程度は、夏期冬期どちらの装いでもよい。天候等を考慮し、生徒支援部で指示する。
 - ウ スカートの長さは、膝の中心とする。
 - エ ズボンをずり下げたり、シャツを出さない。
- (2) 防寒着は、高校生らしい地味なものとする。
- (3) カバンは、学生らしいものとする。
- (4) 靴は標準的なものとし、踵を踏みつけない。
- (5) 髪は、流行にとらわれない高校生らしい髪型とし、パーマ・毛染め・脱色・付け毛等は禁止する。
- (6) 化粧すること、ピアス等の装飾品を身に付けることは禁止する。
- (7) 校内では、定められた上履き（学年別色）を使用する。また、上履きは、教室用と体育館用を区別して着用する。

6 欠席・遅刻・早退について

(1) 欠席・遅刻・早退

- ア 欠席・遅刻・早退等をするときは、保護者等がフォーム等で連絡する。
- イ 遅刻の場合には、職員室で遅刻カードを記入し、ホームルーム担任等に提出する。
- ウ 早退の場合には、ホームルーム担任の許可を受け、早退許可書（生支様式第9号）を発行してもらおう。

7 賞罰について

- (1) 生徒は次のような場合には、表彰される。
- ア 学業人物ともに優れ、校内外において他の模範となった場合。
 - イ 体育、文化活動において、特に優れた業績を残した場合。
 - ウ 校内外において、全体の福祉向上のため、顕著な功績があった場合。
- (2) 教育上必要があると認めるときは、特別指導の対象となる。

39 服装・頭髪指導規程

1 頭髪について（男女とも）

- (1) パーマ・ヘアカラー（毛染め）・ブリーチ（脱色）等は禁止とする。各種整髪剤を使って、必要以上に髪型を作ることや、エクステンション（付け毛）を付けることも禁止する。
- (2) 頭髪指導に当たっては、以下の指導段階を踏むものとする。
 - ア 初回検査（全校検査）

全校検査において、各学年の正副ホームルーム担任が標準服を正しく着用していない生徒、染髪等をしている生徒に対して、次回の検査までに改善するよう指導する。
 - イ 再検査（学年検査）

初回検査で指導の対象となった生徒と、その後改善が必要と認められた生徒を対象に、再検査を学年ごとに実施する。
 - ウ 再々検査（学年検査）

再検査で指導の対象となった生徒に実施する。この段階でも校則に反していると認められた生徒の保護者に対しては連絡をする。
 - エ 最終検査（生徒支援部）

再々検査でも指導の対象となった生徒に実施する。最終検査時においても校則に反していると認められた生徒については、保護者来校のうえ事情を説明し、改善を依頼する。

2 装飾品について

- (1) 化粧・マニキュア等は禁止する。
- (2) アクセサリー（指輪、ピアス、ネックレス等）は禁止する。

3 標準服について

- (1) 冬期
 - ア 標準服A
 - a 学校指定の上着・ネクタイ・スラックスを着用する。ワイシャツについては、学校指定の物か無地の白色、襟はレギュラーカラーの物を着用する。
 - b 暑いときには、上着を脱いでワイシャツ姿でいてもよい。また、学校指定のベストを着用してもよい。
 - c 寒いときには、上着の下に、上着に隠れる長さのセーター・カーディガン（無地の紺または黒）を着用してもよい。
 - d 通学時には派手でないコートの着用を認めるが、上着は必ず着用すること。
 - e パーカー・トレーナー及びネクタイが見えないセーター等は着用しない。
 - f スラックスは、裾が床や地面を擦らないように着用する。
 - イ 標準服B
 - a 学校指定の上着・ネクタイ・スカート又はスラックスを着用する。ワイシャツについては、学校指定の物か無地の白色、襟はレギュラーカラーの物を着用する。
 - b 暑いときには、上着を脱いでワイシャツ姿でいてもよい。また、本校指定のベストを着用してもよい。
 - c 寒いときには、上着の下に、上着に隠れる長さのセーター・カーディガン（無地の紺または黒）を着用してもよい。
 - d 通学時には派手でないコートの着用を認めるが、上着は必ず着用すること。
 - e パーカー・トレーナー及びネクタイが見えないセーター等は着用しない。
 - f スカート丈は、膝の中心とする。
- (2) 夏期
 - ア 標準服A
 - a 学校指定のスラックスを着用し、ワイシャツ又は学校指定のポロシャツを着用する。ワイシャツについては、学校指定の物か無地の白色、襟はレギュラーカラーの物を着用する。
 - b セーター・カーディガンは着用してはならないが、学校指定のベストを着用してもよい。
 - c ワイシャツ、学校指定のポロシャツの中に色物のTシャツを着用しない。
 - d ネクタイは着用しなくてもよい。
 - e スラックスは、裾が床や地面を擦らないように着用する。また、裾をまくって着用しない。

イ 標準服B

- a 学校指定のスカート又はスラックスを着用し、ワイシャツ又は学校指定のポロシャツを着用する。ワイシャツについては、学校指定の物か無地の白色、襟はレギュラーカラーの物を着用する。
- b ワイシャツを着用する学校指定のベストを着用する。
- c ネクタイは、着用しなくてもよい。
- d スカート丈は、膝の中心とする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から改訂する。

この規程は、令和8年4月1日から改訂する。

40 服装・頭髪指導規程細則

1 冬期

(1) 標準服A

- ア ワイシャツの襟をブレザーの上に出さない。
- イ ワイシャツのボタンをすべて留めたうえで、ネクタイを着用する。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。ただし、ポロシャツは裾を出すデザインとなっている。
- エ スラックスのウエストが、腰骨の上にくるように着用する。
- オ 靴の踵を踏みつけない。

(2) 標準服B

- ア ワイシャツの襟をブレザーの上に出さない。
- イ ワイシャツのボタンをすべて留めたうえで、ネクタイを着用する。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。
- エ スカートの長さは、膝の中心とする。
- オ スカートの下にジャージ・ハーフパンツ及びスウェットパンツを着用しない。
- カ 靴の踵を踏みつけない。

2 夏期

(1) 標準服A

- ア ワイシャツ、ポロシャツの襟を立てない。
- イ ワイシャツ、ポロシャツの上から2番目以降のボタンは、必ず締める。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。ただし、ポロシャツは裾を出すデザインとなっている。
- エ スラックスのウエストが、腰骨の上にくるように着用する。
- オ 華美なベルトを着けない。
- カ スラックスの裾をまくらない。
- キ 靴の踵を踏みつけない。

(2) 標準服B

- ア ワイシャツ、ポロシャツの襟を立てない。
- イ ワイシャツ、ポロシャツの上から2番目以降のボタンは、必ず締める。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。ただし、ポロシャツは裾を出すデザインとなっている。
- エ スカートの長さは、膝の中心とする。
- オ 靴下は必ず着用する。
- カ 靴の踵を踏みつけない。

3 スクーター通学者の服装

危険を避ける服装（派手でないもの）を認める。ただし、校内では規定の標準服を着用する。

4 異装について

異装は、異服許可願（生支様式第10号）に基づき内容を検討し、着用を認める。

付 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から改訂する。
- この規程は、令和8年4月1日から改訂する。

41 生徒指導措置基準

指導措置について

生徒の指導措置については「38 生徒心得」の「1 一般心得」「2 校内生活の心得」「3 校外生活の心得」「4 自転車・スクーター通学および免許取得について」「5 標準服について」「7 賞罰について」に基づいて、状況等を考慮し、生徒支援部会議で原案を決定する。

付 則

この措置は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から改訂する。

この規程は、令和8年4月1日から改訂する。